

急性弛緩性麻痺の届出疾病への追加について

平成 30 年 4 月 26 日
健康局結核感染症課

1. 改正の概要

- 急性弛緩性麻痺（Acute Flaccid Paralysis: AFP）は、急性灰白髄炎（ポリオ）等の急性な弛緩性麻痺を呈する疾患の総称である。
- 世界保健機関（World Health Organization: WHO）は、ポリオ対策の観点から、各国で 15 歳未満の AFP を把握し、ポリオでないことを確認することを求めており、現在 194 ヶ国中 179 カ国で AFP についての動向調査が実施されている。
- 日本では、平成 24 年に定期的予防接種にポリオの不活化ワクチンを導入して以降、ワクチンに由来する症例も含めてポリオの発生報告はなく、AFP を発症した患者に対するポリオウイルス検査を積極的に実施していない可能性がある。
- 平成 29 年 12 月 15 日に開催された第 23 回厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、今後、15 歳未満の AFP 患者に対するポリオウイルス検査の確実な実施を担保するため、規則について改正を行う。

2. 改正の内容

- AFP を五類感染症に追加する。
- 医師が AFP を発症した 15 歳未満の患者を診断したときは、7 日以内に届け出なければならないこととする。

3. 公布日等

公布日：平成 30 年 3 月 14 日

施行期日：平成 30 年 5 月 1 日